

# 陳情文書表

令和3年第1回神奈川県議会定例会

令和3年2月25日

陳情番号	67	付議年月日	3 . 2 . 18
件名	ニホンザルH群被害対策に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	* 陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、西湘地域個体群のうち小田原市早川地区から片浦地区にかけて生息しているニホンザルH群（以下、「H群」という。）については、行動域が農地はもちろんのこと、住宅地にまで拡大し、農作物被害や生活被害が常態化してしまっている。我々は一刻も早く、このような被害の解消を懇願しており、次期「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」においてH群の全頭捕獲を位置づけていただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>これまで、H群については、かんきつ類の食害等の農業被害や、屋根の上で暴れたり、雨どい等の破損やふん尿被害、威嚇される等の生活被害が常態化していましたが、最近では特に住宅地周辺での生活被害や人身被害が頻発しています。</p> <p>神奈川県は「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」の中で、H群などの西湘地域個体群は安定的な維持について配慮が必要としており、被害防除対策を講じながら維持していくとしていますが、被害防除対策として示された山間部への追い上げや電気柵の設置等は、これまでに神奈川県や小田原市などが実施してきたものの、その取り組みは全て効果が乏しく、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」の目標として掲げている「農作物被害の軽減」と「生活被害・人身被害の根絶」には遠く及ばず、結果として、H群の維持は我々住民の犠牲の上に成り立っているといっても過言ではなく、我々住民にそれを容認せよということは到底納得できるものではありません。</p> <p>農業従事者からは「廃業するしかない」「子どもに後継ぎになってくれとは言えない」など、営農意欲の減退がうかがえる発言も耳にしています。また、片浦地区では、根府川駅構内や駅前広場にも群れで出没し、駅利用者を威嚇する他、最寄りの小学校までの通学路上では、小学生を追い回したり、飛び掛かったりすることが日常茶飯事となっています。これによって、小学生はパニック状態になるなど、通学路上の安全確保ができず、将来を担う大切な子どもたちにまで、その心の奥底にニホンザルへの恐怖という爪痕を残すことになりかねません。早川地区でも住宅敷地内や生活道路兼通学路上を、H群が縦横無尽に走り回り、暴れ、威嚇するなど、深刻な事態となっています。</p> <p>令和2年12月に小田原市から調査の依頼を受け、地区住民にニホンザルの被害状況を確認したところ、実に多くの住民が様々な被害に遭われていることが分かりました。我々住民からすれば、敷地内に出没しただけでも「何かされてしまう」「怖くて外に出られない」と感じ、長年にわたり受けてきたそのような精神的苦痛は計り知れません。</p> <p>以上のことから、H群の被害を受けている我々住民としては、一刻も早く被害の解消を図ってもらうことが切なる願いであり、これまでの被害防除対策が限界である今、H群の全頭捕獲による除去によって被害の根絶を図っていただきたく、陳情申し上げる次第です。</p>			

陳情番号	68	付議年月日	3. 2. 19
件名	保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染防止対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われていますが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけています。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためには職員の増員と処遇の改善が急務です。</p> <p>しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定ですが、保育所において「各クラスで常勤保育士1名必須配置」としているところを、短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしています。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れません。</p> <p>また、小学校においては、2021年度より順次35人学級（一般的には25人前後の学級が増える）が実現することになり、さらなる小人数学級の推進が課題になっています。にもかかわらず、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は72年間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ません。</p> <p>コロナ禍のなかで、保育所の重要性がいつそう明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっています。いまこそ国が責任をもって改善をすすめることが求められています。</p> <p>つきましては貴議会より、国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国に対して「保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善、処遇向上のための必要な措置を求める意見書」を国に提出してください。</p>			

陳情番号	69	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	政務活動費の支出伝票の枚数を減らすように検討を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
議会運営委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>神奈川県議会の毎年の政務活動費の支出伝票数は毎年全国最多で5万枚近くに及んでいます。ネット公開に向けて伝票内容を検討・整理して枚数を減らすことを陳情します。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>神奈川県議会の政務活動費の支出伝票は毎年5万枚近くになっており、全国でも突出した枚数となっています。ほとんどの府県は1万枚で、議員数が最多の東京都の2万枚と比べても倍以上の枚数になっています。</p> <p>2年間の連絡会で、公開日を延期したりチェック回数を増やすなどの改正を決めましたが、伝票数を削減する検討はされていません。</p> <p>わずか10円のコピー代一枚だけを添付した領収書や、100円の駐車場の領収書1枚だけの伝票等があり、昨年度分にも民意から程遠い伝票が相変わらず多数公開された今年度の連絡会で調査研究費に関わる支出をまとめたように、他の経費でも同じ目的で支出した伝票をまとめて整理し、関連する領収書や成果物を添付することで、証拠書類として伝票全体の枚数を減らすことができます。政務活動費の支出伝票の枚数を減らし、早期にネット公開を実現してください。</p>			

陳情番号	70	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	神奈川県立障がい者福祉施設「あり方検討」の継続と関連する「県障がい福祉計画」の拡充について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の要旨			
<p>1 この3月で終了予定の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下、「検討部会」）を発展的に改組して、2003年と2013年に続く第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付けてください。</p> <p>そして、委員を一部の有識者や関係団体代表に限らず、当事者やご家族、現場職員などの意見が幅広く反映される形で、十分な時間をかけて継続するとともに、その結果を現在進められている各施設の指定管理者選定作業に反映させてください。</p> <p>2 「虐待ゼロの実現」や「身体拘束によらない支援」など、施設における支援の一般的な視点だけでなく、2月1日付け「検討部会」報告書骨子（案）にも指摘されているように、県立施設に今後求められる役割と機能面、管理運営面などの視点から、総合的に検討してください。</p> <p>3 上記の2と関連する内容を含んだ県障がい福祉計画（第五期）における「施設から地域へ」という大切な目標を具体化するために、重度障がいがある人たちでも地域で安心して暮らし続けることができるような「神奈川方式の給付」制度を実現し、必要な予算を拡充してください。</p>			
陳情の理由			
<p>「津久井やまゆり園利用者支援検討委員会」（以下、「検討委員会」）を改組した「検討部会」では、昨年7月から精力的な議論が行われています。残念ながら、この陳情を行った時点では報告書がまだ出されていませんが、2月1日付け骨子（案）を読む限りでは、「虐待ゼロの実現」、「身体拘束によらない支援」、「意思決定支援」といった、民間も含めた施設共通の課題は整理されたものの、「県の障がい福祉行政」、「県立施設の役割」などは今後の検討に委ねられています。</p> <p>昨年12月の厚生常任委員会でも、自民党委員の方から、「今年度の論議をふまえ継続して、あり方自体の検討をし直す時期にきている」との要望が出されました。県立障がい者福祉施設のあり方検討は、これまで2003年と2013年に二回行われましたが、すでに10年近くが経過しており、かつ津久井やまゆり園事件を契機に新たな課題が提起されています。</p> <p>しかし、今回の「検討部会」は当初から2021年3月までと制約され、諸課題の全般的検討ができていません。対象も6施設であり、県総合リハビリテーションセンターの3施設は除かれました。したがって、この「検討部会」を発展的に改組して、第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付け、より総合的な検討を進める必要があると私たちは考えています。</p>			
<p>1 新たな検討会議の構成と運営方法について</p> <p>(1) 当事者のニーズやご家族の実情をふまえ、民間施設などの関係諸団体職員や市町村からの</p>			

要望も組み入れるために、一部の有識者や関係諸団体代表だけに限らず、幅広い参加の場をつくり、県民の意見を十分反映できる形にして、必要に応じては課題ごとのワーキンググループも設置してください。

- (2) 将来を見とおして、短期・中期・長期的視点で、時間をかけて検討してください。例えば、千葉県では2013年の袖ヶ浦福祉センター事件の後、2020年まで足掛け8年の検討の場を積み重ね、最終段階では福祉関係諸団体から幅広く24人が参加しています。
- (3) 3月で終了予定の「検討部会」でも、その結論を反映させるという趣旨から、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園だけでなく、三浦しらとり園の再指定やさがみ緑風園の新規指定も、全て2023年4月スタートでそろえられています。したがって、その検討を2021年度以降も継続させる場合には、必要に応じて既存の作業スケジュールを再度見直すことも視野に入れてください。

## 2 今後の県立施設に求められる役割と機能、管理運営方法の総合的検討について

- (1) 2月1日付け骨子（案）では、「県立施設の支援の停滞」、「利用者目線の支援に転換」できていない、「変化していく時代の波に対応」できていないなどと指摘されており（p24）、それ自体は率直に反省すべきことです。しかし、その原因のひとつとして、過去二回のあり方検討で、県立施設は「民間では受け入れ困難な重度の障がい者」を対象とする入所機能に特化すべきだと結論付けられたことがあります。

- (2) 第二の原因としては、2006年に施行された障害者自立支援法の前進面が活かされていないことです。例えば、日中活動の場と生活の場が区分され、入所施設の内だけで日々の暮らしが完結せずに地域へ広がり、利用者のニーズに合わせたサービスの組み立てができるようになりました。

しかし、県立施設は2003年までに再整備が全て完了しているので、先進的な民間施設と比べて、設備構造面でも運営面からも、この制度的前進を活かすことができていません。最近、津久井やまゆり園から横浜市内の民間施設に移り、生き生きとした自分を取り戻せた事例が、知事の言及もあって話題になりましたが、この前進面も影響しています。暮らしの豊かさが基本的に違うためです。

- (3) 第三の原因としては、入所機能を可能な限り「有期限」、「通過型」にして、地域生活移行を準備し、促進することが出来にくい体制になっていることです。

県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。

これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。

- (4) また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援す

る諸機能を整備し、民間と連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

入所機能に偏った現体制では、例えば中井やまゆり園「かながわエース」の職員が悩んでいるように、強度行動障がいがある人の支援を地域へ直接出向いて積極的に行うこともできません。県立としての強みを活かして、圏域の民間事業者と連携した拠点施設としてのあり方も追求できます。

- ア 十分な空き定数枠により緊急入所を含む地域のニーズに即応する
- イ 地域生活移行準備の場と専任の担当セクションを設置する
- ウ 民間の先進的な支援の実例を集約する研修情報センターを併設する
- エ 国への提言を見通した県単独の制度を試行的に実践する など。

(5) 次に、管理運営面では第一に、指定管理者制度をより適切に運用する方途を検討してください。2月1日付け骨子(案)には、「ある意味でもう県立の役割はないということかもしれない」(p27)といった批判もありますが、前述の役割や機能面とともに、指定管理者制度の運用を改善する可能性、例えば県の責務や指定管理者のガバナンス体制などを具体的に検討すべきだと私たちは考えています。

ア この制度は事業者が定期的に変わる可能性があり、暮らしの場である施設には本質的になじみにくい仕組みをもっています。2019年12月の知事発言以降に共同会との間で起こった一連のあつれきも、あるいは、今年度末の川崎市立特別養護老人ホームで起こった混乱もこれに起因します。仮に事業者が交代するとしても、利用者と職員との信頼関係が壊されないように、担当職員はそのまま次の事業者が雇用できるような基本契約が必要です。

イ 社会福祉法人の財政運営はどこも厳しいため、指定管理料が十分でないに必要な職員配置が困難になり、県立施設としての機能を発揮しにくくなります。また、経費節減の自己努力を求めすぎるのも、マイナスになりかねません。

一般の民間施設よりも職員数が多い津久井やまゆり園で虐待が疑われる事案が起きたことなどから、支援水準と職員配置は連動しないという見方が一部にあります。それは誤った類推であり、常勤職員を基幹とした十分な職員配置は不可欠の条件です。

ウ 県の日常的モニタリングは間接的で形骸化しやすく、津久井やまゆり園事件でもこの弱点が露呈して、凄惨な殺傷事件につながったといえます。指定管理者に不都合な事実がそのまま県に報告されるとは限りません。

現地に出向いてのモニタリング、必要に応じた実地指導など、これを一般法人向けに実施したら過度の介入となるかも知れないことでも、指定管理なら県の責務として当然のことです。

エ 定期的に他の施設(県直営、他法人の指定管理、民間経営)と職員交流し、支援の現場で実地に相互研修を行うことも、外部の目を日常的に施設の中に入れるという意味で有効です。(直営施設の改善にも共通)

(6) 第二として、直営施設の管理運営についても改善できます。民営化の目的とされる「柔軟で、効果的、効率的なサービス」は直営でも可能だからです。

県の財務規則で入所施設特例を設ける、民間のように現場に裁量権を持たせるなどの自己

努力を行えば、直営でも民間施設と同レベルの運営になります。直営では無理だという先入観により、委託するしかないという考え方に県自身が陥っているのです。

逆に、民間のような収支バランス前提の運営ではなく、県民ニーズに即応する新たなサービスを展開できるメリットも直営施設にはあります。現場の意見を十分に聞いた評価をお願いします。

### 3 県障がい福祉計画（第五期）の「施設から地域へ」という目標の具体化について

(1) この目標を本当に具体化させるには、重度障がいがある人たちでも安心して地域で暮らし続けることができるような仕組みが必要だと、私たちは考えています。

ここで、大切にすべきなのは、現行の第五期計画に関連する諸課題がすでに適切に整理されているということです。例えば、次の通りです。

ア 施設機能については、住まいの場であると共に、地域移行の準備や支援、レスパイトなど地域で暮らす障害者へのサービス提供が必要である。

イ 津久井やまゆり園再生に向けた利用者の意思決定支援、地域生活移行の促進などを「県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」が必要である。

ウ 「重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備、運営の支援、人材養成、助言指導、体験利用の促進」が必要である。

(2) しかし、その具体的な目標設定になると、施設の入所定員数の削減などで今一步踏み込めておらず、現状の困難さを追認しているようです。

障がい者への偏見と差別の多くは、学校や施設という制度によって、子どもの頃から地域の暮らしと分離されている現状に起因しており、津久井やまゆり園事件から学ぶべき教訓のひとつです。入所施設が「住まいの場」として改善されたとしても、施設の存在そのものによって日々の暮らしが分離されている現状を、公立施設と民間施設の共同の取り組みで段階的に変えていく必要があります。他の選択肢では不安だからと、施設へ入所しなくてもよい時代こそが、本当の「共に生きる社会」ではないでしょうか。

神奈川県は障がい福祉計画を地域での暮らしを本筋とする方向へと、現実的にかじを切る必要があります。これは県の政策的課題であり、入所規模の縮小と機能転換を計画的に具体化することです。施設か地域化ではなく、重度重複障がいがあっても、地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくること、施設はそれを支援できるようにして、利用者本人が選べるようにすることです。その意味で、2月1日付け骨子（案）にある「神奈川方式の給付制度」をぜひ実現して、必要な予算を十分に確保してください。



陳情番号	71-1	付議年月日	3. 2. 22
件名	コロナ禍、女性の命と暮らしを守る体制強化を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>コロナ禍、女性就業者、非正規労働者の数が減り、貧しい人ほど収入が下がっていることが、データでもはっきり示されています。</p> <p>「実質的な失業状態」にあるパート・アルバイトの女性は全国で90万人との推計を野村総研が発表。37.5%が200万円未満、6割が400万円未満の世帯です。特にシングルマザーの家庭は深刻な生活苦に直面し、医療・介護・保育など社会に不可欠なエッセンシャルワーカーの劣悪な待遇など、どれも大きな社会問題になっています。</p> <p>DVや10代の妊娠相談が急増し、女性と少女への暴力が深刻です。</p> <p>さらに国内の自殺者が前年に比べ増加し、特に女性と若者の増加率が高くなっています。いつ収束するのか先の見えない不安が女性を追いつめ、若年層の女性の社会的孤立も心配です。平時から弱い立場に置かれている女性に確実に届く現金支給など国が早急に具体的な支援を打つべきです。</p> <p>女性の命と暮らしを守る体制の充実・強化を求め、次のことを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 <u>就職相談窓口やDV相談の窓口など相談体制を充実・強化してください。また専門知識と権限を持った相談員を養成してください。</u></p> <p>2 国へコロナ禍の実質的な失業状態にある女性に確実に届く現金支給を行うよう意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	71-2	付議年月日	3. 2. 22
件名	コロナ禍、女性の命と暮らしを守る体制強化を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
産業労働常任委員会	* 陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>コロナ禍、女性就業者、非正規労働者の数が減り、貧しい人ほど収入が下がっていることが、データでもはっきり示されています。</p> <p>「実質的な失業状態」にあるパート・アルバイトの女性は全国で90万人との推計を野村総研が発表。37.5%が200万円未満、6割が400万円未満の世帯です。特にシングルマザーの家庭は深刻な生活苦に直面し、医療・介護・保育など社会に不可欠なエッセンシャルワーカーの劣悪な待遇など、どれも大きな社会問題になっています。</p> <p>DVや10代の妊娠相談が急増し、女性と少女への暴力が深刻です。</p> <p>さらに国内の自殺者が前年に比べ増加し、特に女性と若者の増加率が高くなっています。いつ収束するのか先の見えない不安が女性を追いつめ、若年層の女性の社会的孤立も心配です。平時から弱い立場に置かれている女性に確実に届く現金支給など国が早急に具体的な支援を打つべきです。</p> <p>女性の命と暮らしを守る体制の充実・強化を求め、次のことを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 <u>就職相談窓口やDV相談の窓口など相談体制を充実・強化してください。また専門知識と権限を持った相談員を養成してください。</u></p> <p>2 <u>国へコロナ禍の実質的な失業状態にある女性に確実に届く現金支給を行うよう意見書を提出してください。</u></p>			